神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成18年3月

神 奈 川 県

目 次

はじめに	1
第 1 章 基本事項	2
1 趣旨	2
2 計画期間	2
3 対象区域	2
4 対象物	2
5	2
6 その他	2
第2章 PCB廃棄物の保管量、使用量及び処分見込量	3
1 PCB廃棄物の保管量及び使用量	3
2 PCB廃棄物の処分見込量	4 5
第3章 PCB廃棄物の処理の推進方策	6
1 P C B 廃棄物の処理体制	6
2 PCB廃棄物を保管している事業者等、処理事業者及び行政の役割 (1)PCB廃棄物を保管している事業者 (2)PCBを含んだ機器等を使用している事業者 (3)処理事業者 (4)県及び政令市	7 7 8
3 関係者相互の連携	9
4 その他PCB廃棄物の処理の推進に必要な事項	9

はじめに

ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)は、電気絶縁性が高い、熱で分解しにくい、不燃性であるなど化学的に安定した性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体など様々な用途で使われていた。

しかし、食用油の製造過程で熱媒体として使用されていたPCBが食用油の中に混入し、これを摂取した人たちに健康被害を発生させたカネミ油症事件が昭和43年に起き、PCBの毒性が問題化した。さらに、世界各地の魚類や鳥類の体内からPCBが検出されるなど、PCBによる汚染が社会問題となり、昭和48年10月に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、昭和49年6月からは、PCBの製造、輸入が事実上禁止になっている。

その後30年以上経過したが、PCBの処理体制は整わず、PCB廃棄物の保管が長期化して、管理の不徹底や事業所の閉鎖に伴うPCB廃棄物の紛失が発生し、環境汚染の進行が懸念されている。

このような状況から、平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(以下「PCB特別措置法」という。)が施行され、平成28年7月までにPCB廃棄物を処分することになり、この法律に基づき国が策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」(以下「PCB廃棄物処理基本計画」という。)において、拠点的広域処理施設を全国で5箇所整備することとなった。

平成14年4月、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県(以下「一都三県」という。)のPCB廃棄物を広域的に処分する施設の整備について国から東京都に要請があり、東京都が提示した安全性確保等の受入条件の遵守を前提に、地元の理解を得て、東京都は中央防波堤内側埋立地にPCB廃棄物処理施設の設置を受け入れた。

環境事業団は、平成14年11月に一都三県のPCB廃棄物の処分を行う東京事業について、環境大臣の認可を得て法的手続を進めた。その後、法律改正により環境事業団から事業を継承した日本環境安全事業株式会社は、平成16年7月にPCB廃棄物処理施設の建設工事に着手し、平成17年11月に処理が開始されたところである。

これにより P C B 廃棄物の処理体制の大枠が整ったことから、県内における P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、 P C B 特別措置法第 7 条に基づき、本計画を策定する。

第1章 基本事項

1 趣旨

PCB特別措置法においては、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進することにより、PCB廃棄物による環境汚染を未然に防止し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的としている。

この計画は、同法第7条に基づく法定計画であり、「神奈川県廃棄物処理計画」及び国の「PCB廃棄物処理基本計画」に即して定める、県内におけるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画である。

2 計画期間

平成 18 年 4 月から平成 28 年 3 月まで

神奈川県廃棄物処理計画(平成 17 年 3 月改訂)では平成 27 年度に全 量無害化を計画目標としている。

3 対象区域 県内全域

4 対象物

県内にある、PCB特別措置法第2条第1項(注1)に定めるPCB廃棄物

5 処分先

県内のPCB廃棄物は、国の「PCB廃棄物処理基本計画」に基づき、拠点的広域処理施設の一つとして一都三県の区域を対象に東京都内に整備された東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設において処分することを基本とする。

6 その他

本計画は、「神奈川県廃棄物処理計画」及び国の「PCB廃棄物処理基本計画」の改定、PCB廃棄物の処理体制の状況等を勘案して、適宜見直すこととする。

注1 PCB特別措置法第2条第1項:この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油及びポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)となったもの(環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

第2章 PCB廃棄物の保管量、使用量及び処分見込量

1 PCB廃棄物の保管量及び使用量

県内で保管されているPCB廃棄物の保管量及びPCBを含む使用中の機器等の使用量は、表1のとおりである。

表 1 PCB廃棄物の保管量及び使用量 (平成 16年3月31日現在)

種別	単位	保管量	使用量	計	
(注 万·J	半位	(注1)	(注1)		
高圧トランス	台	1,132	359	1,491	
高圧コンデンサ	台	21,419	1,361	22,780	
低圧トランス	台	21,044	2	21,046	
低圧コンデンサ	台	554,672	1,285	555,957	
柱上トランス(注2)	台	86,899	68,000	154,899	
安 定 器	台	613,576	36,630	650,206	
P C B	kg	691	0	691	
PCBを含む油(注3)	kg	29,076,094	66	29,076,160	
柱上トランスの油(注4)	kg	127,143		127,143	
感 圧 複 写 紙	kg	170,762		170,762	
ウ エ ス	kg	50,086		50,086	
汚 泥	kg	50,217		50,217	
その他機器等(注5)	台	29,742	99	29,841	
微量PCB含有機器(注6)	台	53	85	138	

^{*} 保管及び使用している事業所数の合計は、3,052事業所

注1 保管量及び使用量は、PCB特別措置法第8条に基づく届出から集計した (柱上トランスの使用量を除く。)。

なお、この他にドラム缶等各種容器にまとめて保管している場合など、台数や 重量で計上できないものがある。また、PCB、PCBを含む油、柱上トランスの 油、感圧複写紙、ウエス及び汚泥については、体積で計上された分について1リッ トル=1kgとして重量に換算して集計した。

- 注2 「柱上トランス」とは、微量のPCBが混入した絶縁油を含む、通常電柱上 に設置するトランスで、東京電力株式会社が所有するものをいう。使用量は、 同社の調査による。
- 注3 「PCBを含む油」とは、PCBを含む油であって、柱上トランスの油以外 の油をいう。
- 注4 「柱上トランスの油」とは、柱上トランスから抜き取った微量のPCBが混

入した絶縁油で、東京電力株式会社が所有するものをいう。

- 注5 「その他機器等」とは、高圧トランス等以外で、PCBを含有する絶縁油を 使用した機器等をいう。
- 注 6 「微量 P C B 含有機器」とは、微量の P C B が混入した絶縁油を含む機器で、 東京電力株式会社の柱上トランス以外のものをいう。

2 PCB廃棄物の処分見込量

(1) 高圧トランス等の P C B 廃棄物

高濃度のPCBを含む高圧トランス、高圧コンデンサ、安定器、PCBを含む油等の処分見込量は、表2のとおりであり、原則として、平成19年4月から(注1)、東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設の稼動期間である平成27年3月までに処分するものとする。

		種	別			単位	保管量(A) (注2)	発生量(B) (注3)	処分見込量 (A + B)
高	圧	۲	ラ	ン	ス	台	1,132	359	1,491
高	圧	コ	ンテ	・ン	サ	台	21,419	1,361	22,780
低	圧	۲	ラ	ン	ス	台	21,044	2	21,046
低	圧	 ;	ン デ	ン	サ	台	554,672	1,285	555,957
安			定		器	台	613,576	36,630	650,206
Р			С		В	kg	691	0	691
Р	C	В	を含	i む	油	kg	29,076,094	66	29,076,160
そ	の	他	機	器	等	台	29,742	99	29,841

表 2 高圧トランス等の処分見込量

注1 東京都内のPCB廃棄物は、東京都が国に示した処理施設受入れ時の受入条件により平成22年度までに処理を完了することとされている。この受入条件を踏まえて、一都三県等で構成する「東京PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会」(第3章3(2)注1(9ページ)を参照)において調整を行った結果、平成17年度及び平成18年度は原則として東京都内保管分を処理することとし、埼玉県、千葉県及び神奈川県内保管分については平成19年4月から処理を開始することとなっている。

ただし、容器からPCBが漏れるなど緊急に処理が必要な場合や保管事業者が 倒産するなど適正な保管が懸念される場合などで、県市が認める場合には処理を することは可能である。

- 注2 平成16年3月31日現在のPCB廃棄物の保管量
- 注3 平成16年3月31日現在で使用中であるPCBを含んだ機器等が、平成27年3月までにすべて使用中止され、PCB廃棄物となるものとして推計した。

(2)柱上トランス等のPCB廃棄物

東京電力株式会社の柱上トランス及び柱上トランスの油については、同社が自ら処分することとしている。処分見込量は表3のとおりであり、平成28年3月までに処分するものとする。

表 3	太 主 ⊢	トニン	フ笙の	処分見込量
1 と フ	イエユ	ニノノ	ヘサい	处力无处里

種別	単位	保管量(A) (注1)	発生量(B) (注2)	処分見込量 (A + B)
柱上トランス	台	86,899	68,000	154,899
柱上トランスの油	kg	127,143		127,143

注1 平成16年3月31日現在の柱上トランス及び柱上トランスの油の保管量

注2 平成16年3月31日現在で使用中である柱上トランスが、平成28年3月までに使用中止され、PCB廃棄物となるものとして推計した。

(3) その他の P C B 廃棄物

上記の(1)及び(2)以外のPCB廃棄物として、PCBを含む感圧複写紙、ウエス、汚泥等及び微量PCB含有機器がある。これらの処理については、国において検討が進められており、処理の体制が確立された時点で、処分量に見込むものとする。

第3章 PCB廃棄物の処理の推進方策

1 PCB廃棄物の処理体制

表 2 (4ページ参照)に掲げる高圧トランス等の P C B 廃棄物は、次の(1) の日本環境安全事業株式会社の東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設において処分する。

表3(5ページ参照)に掲げる柱上トランス等のPCB廃棄物は、次の(2)の東京電力株式会社の川崎リサイクルセンター及び横浜リサイクルセンターにおいて処分する。

(1) 高圧トランス等の P C B 廃棄物の処分

ア 事 業 者 日本環境安全事業株式会社(注1)

イ 施 設 名 称 東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設

ウ 所 在 地 東京都江東区青海二丁目地先

(中央防波堤内側埋立地)

工 敷 地 面 積 約30,000㎡

オ 処 理 能 力 2トン/日(PCB分解量)

カ 対 象 物 一都三県の区域内に存する表 2 に掲げる種別の P C B 廃棄物(高圧トランス、高圧コンデンサ、安定器等)

キ 処 理 方 式 水熱酸化分解法(注2)

ク 事業の時期 平成17年11月から平成28年3月まで

(施設の稼動期間は平成17年11月から平成27年3月まで)

- 注1 日本環境安全株式会社は、旧環境事業団のPCB廃棄物処理事業を継承して平成16年4月に100%政府出資により設立された法人
- 注2 高温、高圧の熱水の中でPCBを炭酸ナトリウムより脱塩素化し、酸素により水、二酸化炭素及び塩化ナトリウムに分解する処理方式

(2)柱上トランス等のPCB廃棄物の処分

ア 東京電力株式会社の柱上トランスの処分

- (ア)事業者東京電力株式会社
- (イ)施 設 名 称 川崎リサイクルセンター
- (ウ)所 在 地 神奈川県川崎市川崎区扇島
- (工)敷 地 面 積 31,700㎡
- (オ)処理能力 低濃度 P C B油 6,600 リットル/日

容器洗浄 140トン/日

(カ)対 象 物 東京電力株式会社が供給区域(注1)で使用していた柱上トランス

- (丰)処理方式 脱塩素化分解法(注2)、洗浄処理
- (ク)事業の時期 低濃度 P C B油処理:平成14年10月から

容器洗浄:平成15年11月から

注 1 東京電力株式会社の供給区域は、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県の一部である。

- 注2 アルカリ剤を利用し、約200 、常圧で反応させ、PCBを塩化ナトリウム等に分解する処理方式
- イ 東京電力株式会社の柱上トランスの油の処分
- (ア)事業者東京電力株式会社
- (イ)施 設 名 称 横浜リサイクルセンター
- (ウ)所 在 地 神奈川県横浜市鶴見区大黒町
- (工)敷 地 面 積 4,275㎡
- (オ)処理 能力 低濃度 P C B油 6,600 リットル/日
- (カ)対 象 物 東京電力株式会社が県内で使用していた柱上トラ ンスの油
- (キ)処理方式 脱塩素化分解法
- (ク)事業の時期 平成13年10月から
- 2 PCB廃棄物を保管している事業者等、処理事業者及び行政の役割 PCB廃棄物を保管している事業者、PCBを含んだ機器等を使用している

事業者、処理事業者、県及び政令市(横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市) (注1)は、それぞれ次の役割を果たすことにより、PCB廃棄物の確実かつ適 正な処理を推進する。

- 注1 PCB特別措置法第8条及び廃棄物処理法第8条第1項に定める、保健所を 設置する市をいう。県内では、横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市である。 なお、平成18年4月1日以降、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を 改正する法律(平成17年法律第42号)により、PCB特別措置法第19条第1項及 び廃棄物処理法第24条の2第1項に定める政令市となり、県内では上記4市が定 められている。
- (1)PCB廃棄物を保管している事業者
 - ア PCB廃棄物は、漏えい、飛散又は紛失することのないよう適正に保管する。
 - イ 保管及び処分の状況については、毎年度県又は政令市に届け出る。
 - ウ 表 2 (4ページ参照) に掲げる高圧トランス等の P C B 廃棄物は平成27年3月までに、表 3 (5ページ参照) に掲げる柱上トランス等の P C B 廃棄物は平成28年3月までに処分する。
 - エ PCB廃棄物の運搬や搬出などのために機器の分解が必要な場合は、PCBが漏えい、飛散しない方法で実施する。
- (2) PCBを含んだ機器等を使用している事業者
 - ア PCBを含んだ機器等は、漏えい、飛散又は紛失しないよう適正に管理 する。

- イ 表 2 (4ページ参照)に掲げる高圧トランス等は平成27年3月までに、表 3 (5ページ参照)に掲げる柱上トランス等は平成28年3月までに使用を中止し、処分する。
- ウ PCB廃棄物の運搬や搬出などのために機器の分解が必要な場合は、PCBが漏えい、飛散しない方法で実施する。

(3)処理事業者

ア 処分事業者

(ア) P C B 廃棄物処理施設からの排気、排水などが周辺環境に影響を及 ぼすことのないよう施設を整備、維持するとともに、適正な運転管理 を行う。

また、周辺大気等を定期的に測定し、周辺環境に影響のないことを 確認する。

(イ) P C B 廃棄物処理施設の操業状況及び周辺大気等の測定結果を公表するなどの情報公開並びに施設の一般公開などによる広報活動を積極的に行い、P C B 廃棄物処理施設の安全性について、地域住民の理解と信頼を得られるよう努める。

イ 収集運搬事業者

- (ア) P C B 廃棄物の収集運搬中の漏えい、飛散を防止するため、国が定めた「P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン」を遵守するとともに、P C B 廃棄物を処理施設に運搬する場合は、処分事業者が定める受入基準を遵守する。
- (イ)車両事故などによる運搬中のPCB廃棄物の漏えい、飛散に迅速かつ的確に対処するため、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」に従い、緊急時の連絡先や必要な措置を記載した緊急時対応マニュアルを定め、緊急時の対応を明確にする。

また、PCB廃棄物を安全かつ確実に収集運搬するため、PCB廃棄物の収集運搬に従事する者に対して、収集運搬の方法、緊急時の対応など必要な事項を教育する。

(4)県及び政令市

- ア 県及び政令市は、PCB廃棄物を保管している事業者及びPCBを含んだ機器等を使用している事業者に対し、PCB廃棄物又はPCBを含んだ機器等を紛失することのないよう、保管及び使用の状況を調査するとともに、必要に応じ立入調査を実施するなど指導を行う。
- イ 県及び政令市は、収集運搬事業者及び処分事業者に対し、PCB廃棄物の収集運搬及び処分が周辺環境に影響を与えることなく安全に実施されるよう、監視及び指導を行う。

- ウ 県及び政令市は、県民に対し、PCB廃棄物を保管する事業者からの 保管及び処分の状況の届出を毎年公表するなど情報の提供を行い、PC B廃棄物の処理について県民の理解を深めるよう努める。
- エ 県及び政令市は、PCB廃棄物の確実かつ計画的な処理を推進するため、PCB廃棄物を保管している事業者等からのPCB廃棄物の保管や処分についての相談に対応するとともに、平成28年3月までの処理を周知・啓発し、必要な調整及び指導を行う。
- オ 県は、中小企業者等が保管する P C B 廃棄物の処理にかかる負担を軽減するために設けられた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」(注1) の造成に協力する。
 - 注1 平成13年度から、国と47都道府県で中小企業者等のPCB廃棄物の 処理にかかる負担を軽減するために造成を行っている。これにより、中 小企業者等の高圧トランス等に係る処理料金の負担割合は3割となる。

3 関係者相互の連携

- (1)少量のPCB廃棄物を保管する事業者が多数存在すること、PCB廃棄物の種類が多岐にわたること、定められた期間に限られた施設で処理しなければならないことを踏まえ、PCB廃棄物を保管している事業者、PCBを含んだ機器等を使用している事業者、収集運搬事業者、処分事業者、県及び政令市は、相互に協力して計画的な搬入及び処分に努める。
- (2)日本環境安全事業株式会社の東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設は、 一都三県のPCB廃棄物を処分する施設であることから、一都三県の処理 計画や収集運搬業者の許可水準、緊急連絡体制の整備など必要な事項につ いて、「東京PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会」(注1)にお いて調整し、連携してPCB廃棄物の円滑な処理を図る。
 - 注1 一都三県内のPCB廃棄物の処理について広域的に連絡、調整を行うため、一都三県並びに埼玉県、千葉県及び神奈川県内の8政令市等で構成する協議会
- 4 その他 P C B 廃棄物の処理の推進に必要な事項

その他のPCB廃棄物である、PCBを含む感圧複写紙、ウエス、汚泥等及び微量PCB含有機器については、現在、その処理体制等が確立しておらず、国において検討が進められている。(5ページ参照)

このため、県及び政令市は、今後とも国の検討状況の把握に努めるとともに、 PCB廃棄物を保管している事業者及びPCBを含んだ機器等を使用している事業者への周知及び指導に努める。